

裁定申請に当たっての留意事項

(必ずお読みください)

公害等調整委員会

○「裁定」の手続について

- 公害紛争処理制度の「裁定」の手続は、**行政機関に対する苦情申立ての手続ではありません**。当事者として主体的に手続に参加していただくことが必要となります。
- 裁判所の民事訴訟（裁判）に準じた手続によって進められますので、申請人から、主張や証拠の提出などを行っていただく必要があります。
- 公害等調整委員会の裁定委員会が、申請人・被申請人（相手方）の双方からの主張や反論、提出された証拠などに基づいて、**中立的な立場から**、公害の被害について、損害賠償の責任又は因果関係の有無を判断します。
- 「裁定」の手続は**調査のみを行う手続ではありません**。審理のために必要な場合には、測定や専門的な調査を行いますが、**まずは申請人から被害に関する証拠の提出などをお願いすることになります**。
- 原因裁定は、申請人が原因と考える加害行為と被害との間の因果関係の有無を、証拠に基づいて判断する手続です。因果関係を認める裁定が出たとしても、直ちに被申請人（相手方）に法的責任があるとは言えないので、原因裁定を選択する際には注意してください。

○申請後、申請人をお願いすること

- 申請受付後、「審問期日」と呼ばれる審理（会議）を、公開で、通常複数回開催することになるため、出席をお願いします（相手方にも出席いただきます。）。
- 「**審問期日**」は、原則として**東京で開催することとなりますが**、裁定委員会が相当と認めるときは、被害発生地などの現地でも開催されます。
- 審理の途中で、はじめに提出いただく申請書以外にも、必要に応じて、ご自身の**被害に関する主張などを詳しく記載した文書**（「準備書面」といいます。）**や追加の証拠の提出などをお願いすることがあります**。

(裏面に続きます)

○裁定の効力

- **責任裁定の結果**（損害賠償責任の判断）は、**裁判所の確定判決とは効力が異なります**。
 - 損害賠償を認める裁定が出た場合でも、相手方は、同一案件について、裁判所に提訴することが可能です（裁定書が送達された日から30日以内）。
 - 損害賠償を認める裁定に対して裁判所への提訴がなかった場合、相手方には損害賠償金を支払う法的義務が発生します。ただし、万一支払がない場合に強制執行を求めるためには、裁定の結果を用いて、改めて裁判所の判決等を得る必要があります。
- **原因裁定の結果**（因果関係の判断）は、当事者や裁判所などを**法的に拘束するものではありません**が、専門的・中立的な第三者機関としての判断結果であり、自主的な交渉や調停、裁判等によって紛争の解決を図る上で有効に活用いただくこととなります。

○申請後の手続の流れ

- 申請書を提出いただいた後、相手方に反論の文書（答弁書）の提出を求め、その後は、審理の必要に応じて、現地調査を実施したり、「審問期日」を開催していくこととなります。
- 審理期間は、数か月で終結したもの、2年以上要したもので事件によって様々ですが、**標準的には1年半～2年程度**となっています。

【参考】 審問期日イメージ（公害等調整委員会の審問廷）

